審査の結果の要旨

氏 名 田 中 傑

大火や大震災によって被災した都市の復興にあたっては、被災者の生活再建が第一の課題であるが、都市基盤と建物の質が一般に脆弱・貧困な日本や非欧米諸国の都市においては、被災地を従前の姿に「復旧」するのではなく、高い防災性・機能性・快適性を備えた持続的な市街地として計画的・抜本的に作り直すことも重要な課題である。この二つの課題は、一般には相反する課題なので、都市の復興においては、被災直後の応急仮設的生活空間を早期に確保すると同時に、これが新しい復興市街地の形成の制約とならず、応急仮設的生活空間が復興市街地へと円滑に移行していくような仕組みが必要となる。

本論文は、上記のような観点から、関東大震災(1923)後の東京の震災復興過程を対象に、応 急仮設的生活空間の形成の仕組みと実態が復興市街地の形成にどのような影響を与えたかを歴 史研究として明らかにしたものである。

第1章では、この時期の日本および東京の都市政策の基本路線は、陸上交通網の整備を通じた都市的宅地の拡大を通じて、住宅問題その他の都市問題を解決しようとするものであったことを再確認し、第2章では1920年~1935年の人口・建築ストックの変遷を分析し、下町では震災による家屋滅失により人口が激減したが、建物の再建とともに人口が回復したが、区画整理により減歩がなされた一方で建築物の高層化は進まなかったため1人当たりの居住スペースが狭くなる地区も存在したこと、不燃化についてはあまり成果が上がらなかったこと、山の手では建築物、人口ともに大きな変動はなかったが、東京市外(郊外部)では建築物が爆発的に増加し、人口が急増したこと、震災後の下町での人口回復は旧居住者が帰還したのではなく、9-14歳の若年男子の流入によるものであること等を明らかにしている。

第3章では震災バラックの制度的成立と変遷を整理しつつ、バラックの実態と変容を明らかに している。特に、震災バラック建築の許容は本建築の建築禁止に伴う措置ではなかった点、早期 の建替を誘導するため、バラックの規模や耐久性を抑制していた点、等を指摘している。

第4章、第5章では、日本橋区田所町・長谷川町地区及び下谷区御徒町3丁目地区を対象にケーススタディを行い、震災直後に仮復旧された市街地が区画整理を経て恒久的市街地へと空間的・質的に置き換えられて行った過程において、市街地の物理的な環境とそれを構成する社会関係が震災以前の市街地の原状と比較して如何に変容したのかを明らかにした上で、区画整理事業の実施により街区道路が拡幅・新設され、街区が整形になった一方、敷地形状は従前と同様な「ウナギの寝床型」のままである事例も生じていたなど、市街地改造の実態は抜本的なものとはいえず、街路整備と従前居住者への配慮が重視されたと指摘している。

第6章では、海外での代表的な都市災害復興過程と東京の震災復興過程を比較検討し、ロンドンの大火復興時には、被災地の再建に資源を集中投下させ、人口の回復や家屋の再建を義務付ける仕組みがあった一方、東京の震災復興過程では郊外化のコントロールが欠如していた点などを指摘している。

第7章では、1930年代前半のバラック建替と耐火化の実態を分析し、バラック建替が停滞した要因を考察している。区画整理実施時に存在したバラック23万棟のうち、市街地建築物法に

適合した建築物に建替えられたのは半数弱であること、バラックの耐火建て替えは 15,000 棟程度 (23 万棟の 7%弱に相当) であることを明らかにした上で、建物の用途の特性上必要であったり、土地を高度利用しようとする意図がある場合はバラックの建替が進み、これらの条件が整わなかったり、借地法第 2 条の運用 (バラックの建て替えが借地権を失わせる) や道路斜線制限 (バラックには斜線制限はなく階数制限のみ) が障害となる場合、バラックの建替が停滞することを明らかにしている。

結論では、震災復興の限界として、 1.) バラックが既存不適格状態で残存したこと、2.) 耐火化が停滞したこと、3.) 被災者が未帰還に終わったこと、を指摘し、震災復興によって改善された箇所は市街地のごく一部(点と線)に過ぎず、広大な東京の既成市街地の大部分(面)は震災復興後も震災前と同様な建築物が密集する結果となったこと。その直接的要因はバラックの撤去が猶予されたことにあるが、そのような政策を選択せざるをえなかった本質的要因は、震災前の姿とは異なる、新しい復興市街地の具体的な姿が計画・事業当局を含む誰にとっても明らかではなかった点にあることを指摘している。

このように本論文は、都市計画の分野において、きわめて重要な課題である、都市復興計画・ 事業の方法論について、新規かつ有用な知見と考察を提供したものといえる。

よって本論文は博士(工学)の学位請求論文として合格と認められる。